

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	799,988
優先株式	25,000
計	824,988

(注) 定款での定めは、次のとおりであります。

当社の発行する株式総数は、824,988株とし、このうち普通株式は799,988株、優先株式は25,000株とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又は優先株式について消却若しくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (注) (平成17年12月22日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	230,461	230,533	ジャスダック証券取引所	—
計	230,461	230,533	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

① 株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	324	300
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	972(注)1	900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91,572(注)1,2	91,572(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1,2	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

- (注) 1 平成15年12月1日の第三者割当増資に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々91,572円、45,786円に調整され、また付与株式数も調整されております。
- 2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。
- 3 行使条件は次のとおりであります。
- <付与対象者が取締役の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。
- <付与対象者が従業員の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
 - 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

② 株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,560	1,560
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,680(注)1	4,680(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	183,575(注)1,2	183,575(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 (注)1,2	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

- (注) 1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々183,575円、91,788円に調整され、また付与株式数も調整されております。
- 2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。
- 3 行使条件は次のとおりであります。
- <付与対象者が取締役の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。
- <付与対象者が従業員の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

③ 株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,551	1,551
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,653(注)1	4,653(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	172,000(注)1,2	172,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成22年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 (注)1,2	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

④ 株主総会の特別決議(平成17年6月29日)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	5,000	5,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成25年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	未定(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

2 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

2005年6月29日開催の当社第7期定時株主総会において決議いたしました、当社の株券等の20%超の保有割合となる当社株券等の取得や買収提案等への対応策として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプランを導入することとし、その一環として第三者割当による新株予約権の発行を無償にて行うものであります。内容等は、前事業年度の後発事象の記載事項を参照ください。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成17年6月21日 (注1)	株 23,500	株 229,747	千円 2,126,303	千円 5,393,718	千円 2,126,303	千円 3,026,397	
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日 (注2)	株 714	株 230,461	千円 33,206	千円 5,426,925	千円 33,206	千円 3,059,604	

(注)1. 株式会社リクルートを割当先とし、平成17年6月21日を払込期日とする第三者割当増資を行っております。

発行要領

- ・発行株数 23,500株
- ・発行価格 180,962円
- ・資本組入額 90,481円

2. 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
堀 主 知 ロ バ ー ト	東京都港区南麻布5-2-5-204	株 27,354	% 11.86
株 式 会 社 リ ク ル ー ト (注)	東京都中央区銀座8-4-17	25,300	10.97
オ ム ロ ン 株 式 会 社	東京都港区虎ノ門3-4-10	10,800	4.68
オムロンファイナンス株式会社	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801	10,680	4.63
岩 井 陽 介	東京都世田谷区中町1-9-22	10,442	4.53
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	7,500	3.25
倉 員 伸 夫	東京都杉並区阿佐ヶ谷北1-12-7	7,200	3.12
株 式 会 社 ら う む ず	兵庫県宝塚市南口2-12-26	7,130	3.09
株 式 会 社 I M A G I C A	東京都品川区東五反田2-14-1	7,050	3.05
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	5,353	2.32
計	—	118,809	51.55

(注) 前事業年度末では、主要株主でなかった株式会社リクルートは、当中間会計期間末現在では主要株主となっております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 230,461	230,415	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	230,461	—	—
総株主の議決権	—	230,415	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が46株含まれております。但し、当該株式は議決権の数(個)には含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	194,000	198,000	285,000	399,000	394,000	360,000
最低(円)	166,000	166,000	172,000	275,000	317,000	292,000

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。